

令和3年

9月定例総会会議録

酒田市農業委員会

令和3年9月定例総会 会議録

1 日 時 令和3年9月13日（月） 午前9時30分 開議

2 場 所 八幡タウンセンター 交流ホール

3 出席委員（27名）

1番	佐藤 浩良	委員	2番	齋藤 均	委員	3番	池田 良之	委員
4番	阿部 香美	委員	5番	吉高祐二郎	委員	6番	佐藤 利篤	委員
7番	五十嵐弘樹	委員	8番	伊藤 正行	委員	9番	伊與田明子	委員
10番	五十嵐直太郎	委員	11番	川村 恵実	委員	12番	池田 耕	委員
			14番	土田 治夫	委員	15番	佐藤 秀之	委員
16番	飯塚 将人	委員				18番	遠田 裕己	委員
19番	石川 渡	委員	20番	佐藤 耕造	委員	21番	兼山 宏勝	委員
22番	高橋 公基	委員	23番	高橋 義弘	委員	24番	三浦ひとみ	委員
25番	尾形 大介	委員	26番	後藤 保喜	委員	27番	佐々木治人	委員
28番	大場 重樹	委員	29番	荘司太一郎	委員			

4 欠席委員（2名）

13番 池田 憲一 委員 17番 佐藤 良 委員

5 事務局職員出席者

事務局長 村岡 修 事務局次長 遠田 博 農地主査兼係長 阿彦智子
調整主任 安倍 誠 専門員 後藤重明
主査 五十嵐則子

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地法第5条届出書の受理について
3. 地目変更登記に係る照会に対する回答について
4. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

7 議 事

議第40号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第41号 農地法第5条の規定による許可申請について
議第42号 農用地利用集積計画について
議第43号 各証明願いについて

8 開 会

開 会
(午前9時30分 開会)

○村岡事務局長

それでは、ただいまから、令和3年9月酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。
総会の開会に当たりまして、五十嵐直太郎会長より挨拶を申し上げます。

○五十嵐直太郎 会長
(会長挨拶)

○村岡事務局長

ありがとうございました。
総会の議長は、酒田市農業委員会規程第19条により、会長が務めることとなっております。
それでは、五十嵐会長、よろしくお願いたします。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、皆さんのご協力によりまして、議事を円滑に進行したいと思います。
本日の欠席委員は、13番、池田憲一委員、17番、佐藤良委員の両名です。
定足数に達しておりますので、本日の会議を開催します。
お手元に配付しております定例総会次第によって進めます。

◎議事録署名委員の選任

○五十嵐直太郎 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。選任の方法は、議長にご一任願います。
議事録署名委員に、4番、阿部香美委員、5番、吉高祐二郎委員の両名に願いたします。

◎報 告 事 項

○五十嵐直太郎 議長

最初に、報告事項について事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

報告事項については、議案の1ページからになります。
今回の報告事項は、1、農地法第3条の3届出書の受理について10件、2、農地法第5条届出書の受理について3件、3、地目変更登記に係る照会に対する回答について2件、4、農地法第18条第6項の規定による通知受理について1件、以上16件について農地係長が説明いたします。

○阿彦主査兼農地係長

(報告事項を朗読説明する)
報告は以上です。

○五十嵐直太郎 議長

報告事項ではございますが、皆さん、ご質問、ご意見のある方、願いたします。
何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、これで報告事項を終わります。

◎議第40号 農地法第3条の規定による許可申請について

○五十嵐直太郎 議長

これより議事に入ります。

議第40号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第40号 農地法第3条の規定による許可申請については、4件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。
詳細について説明いたします。

○阿彦主査兼農地係長

議案書7ページ、議第40号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。

酒田41番、渡人、受人の関係は親子になります。申請理由としましては、経営移譲年金の受給に由来して、使用貸借権を再設定するものです。期間は10年となります。

続いて、酒田42番、こちらの関係性も親子になります。41番と同様に、経営移譲年金受給に由来して、10年の再設定を行うものでございます。

続いて酒田43番、こちら受人のほうは、昨年来、規模拡大を続けております新規就農者でございます。土地の表示は古湊町の畑1筆になります。市街化区域にあるため、3条での賃貸借となるものでございまして、経営面積の記載では50アール要件を満たしていない状況ではございますが、遊佐にも70アールぐらいの経営地がある方でございます。賃貸借の期間は1年間。渡人の希望によっての1年間という設定になっております。賃貸借料は10アール当たり7,758円で、総額が1万円となるものでございます。

今回の農地法3条の案件、許可申請におきまして、要件欄に記載のありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、地域との調和要件、その他、経営面積まで、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。

次のページをお開きください。平田、よろしく願います。

○平田総合支所 五十嵐主査

平田5番です。こちらの関係は親子です。経営移譲年金に関する10年の使用貸借権を設定するもので、再設定です。説明は以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会による報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

9月7日に第4班による農地調査委員会を行っております。

議第40号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地調査委員会では許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。今回の議案の中で、地元農業委員からは現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないということですが、何かお気づきの点などございましたら、補足的説明があれば、初めに願います。何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。
ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第40号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第40号については許可決定といたします。

◎議第41号 農地法第5条の規定による許可申請について

続きまして、議第41号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第41号 農地法第5条の規定による許可申請については3件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。詳細について説明いたします。

○阿彦主査兼農地係長

議案書9ページ、議第41号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。

酒田14番、こちらが宮海の畑1筆、登記簿面積では2,498平米のうち、このたび135平米を転用するものでございます。申請理由としては、工事資材置場兼駐車場敷地として使用する予定です。権利設定は一時転用ということで1年以内の賃貸借権設定、状況としては9月15日から12月20日までを予定しております。農地区分につきましては、公共投資の対象となっていない市街化調整区域内の小集団の生産性の低い農地のため、2種と判定しております。

別添資料の2ページと3ページをお開きください。

2ページ、上のほうにあります位置図をご覧くださいますと、宮海集落内の農地の場所になっております。その下、字切図をご覧くださいますと、この三角の状況になっているところの上部のほうに、携帯電話の基地局が建っている状況でございまして、その塗装作業の資材置場ということになっております。

3ページのほうの案内図をご覧くださいます。宮海自治会の中の少し外れたところにあるものでございます。配置図をご覧くださいますとおり、一部分だけ鉄板を敷いて、その上に資材を置いて使用する計画とのこととございます。

それでは、議案書にお戻りください。

酒田15番です。こちらが円能寺の畑1筆につきまして、工所用現場事務所兼資材置場敷地として賃貸を行うということとございまして、1年以内となっておりますが、期間は11月頃までを予定しているところでございます。農地区分は、公共投資の入っている10ヘクタールほどの大規模な農地であるため、1種と判定しているところでございます。

別添資料の4ページと5ページをご覧くださいたいと思います。状況としまして、4ページの位置図から申し上げます。

国道344号、345号に程近い円能寺の集落内にあるところでございます。その集落際にある畑ということになっております。

4ページの字切図をご覧くださいますと、この太枠で囲まれている場所の配置としましては、後ほどスライドでご確認いただきますけれども、上のほうに休憩所としてプレハブ小屋を設置して、それ以外のところは、残土置場として使用するということとございます。このたび8ページのほうにもつけてございますが、既に着工している状況になりまして、市の上下水道課が発注した公共工事

に伴う資材置場ということでございますので、今後、この工事が終わった際には、原状回復までの確にさせていただくことを確約いただいている状況でございます。

それでは、議案書にお戻りください。

酒田16番です。地目が黒森の山林となっておりますけれども、現況は畑でございます。登記簿面積が7,176平米のうち、33.3平米を一時転用申請するものでございます。期間は、令和4年9月30日から3年間を予定しております。申請理由としては、営農型太陽光発電施設設備敷地ということでございまして、農地区分は農用地区域内になっているため、一時転用での申請となるものでございます。

別添資料の6ページと7ページをご覧ください。

6ページの上にあります位置図をご覧くださいますと、〇〇酒造の工場のある場所に程近いところでございます。

字切図をご覧くださいますとおり、不整形な形になっておりまして、手前のちょうど鍵形になっている場所には、隣地耕作者のハウスが建っている状況でございます。

これまで、株式会社〇〇が原木シイタケを栽培するというところで、平成27年からこの太陽光発電施設を設置してきておりました。このたび、その営農作物をアスパラとカボチャに変更いたしまして、太陽光発電設備の設置を継続していきたいということでございます。後ほど、スライドをご覧くださいながらご説明したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、スライドを映写いたします。

(スライドを映写)

以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

議第41号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地調査委員会では許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入る前ではございますが、5条許可申請の案件ですので、地元委員の現地調査の結果を確認いたします。

酒田14番の現地調査の結果を地元委員より説明願います。

8番、伊藤正行委員、お願いいたします。

○8番 伊藤正行委員

8月31日ですけれども、現地調査いたしました。集落の外れの山の後方のほう側でしたけれども、周囲の問題はないようでしたので、特に問題はないと思います。

よろしくご検討をお願いいたします。

○五十嵐直太郎 議長

ありがとうございました。

続いて、酒田15番の現地調査の結果を地元委員より説明願います。

20番、佐藤耕造委員、お願いいたします。

○20番 佐藤耕造委員

私のほうから発見の経緯を説明したいと思います。

農地パトロールを7月20日に行いました。その前の二、三週間前なんですけれども、自作地の周辺で草取りをしまして、この工事現場は転用申請になっているかなと思っておりました。

実際の工事現場はそこから1キロ以上離れている新青渡のほうで水道管の新規埋設をやっているようで、近くに事務所はないなとは思っていたので、ああ、あんなところに事務所が建っているんだなということで発見しました。それで、私、パトロールの前に農業委員会事務局のほうに確認し

まして、地目は畑だったので、パトロール後に報告をさせていただきました。

その後、事務局と、当地区と一緒に農業委員をやっておる高橋義弘さんの立会いの上、現地を確認しました。その後、早々に、申し訳なかったという文書も出ていましたし、それから酒田市の水道部のほうからも公共事業関連なので、そちらのほう気をつけていただくよう事務局から話もしているということでした。そして8月31日に、私と事務局お二人と再度、現地確認をしましたので、転用許可のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。
以上です。

○五十嵐直太郎 議長

ご苦勞さまでした。

それでは、続きまして、酒田16番の現地調査の結果を地元委員より説明願ひます。

7番、五十嵐弘樹委員、お願ひいたします。

○7番 五十嵐弘樹委員

7番、五十嵐です。

8月31日、事務局と私とで現地調査を行いました。状況を見ると、シイタケからアスパラへという作物変更の状況ではありますが、やはりどうしても地域収量平均からの減収は2割までという基準達成報告がなかったまま、作物変更になっておりますので、それを私は心配しております。

シイタケでは収量をちゃんと報告とはなりませんでしたが、まずこの次は守ってもらうということがあります。この基準は満たさなくとも、次の許可が認められるのか疑問があります。

また、この箇所のパネルは、雪で潰れたりしたこともあるので、メンテナンスのことと、あとのシイタケの原木は産業廃棄物になりますので、その辺も適正にご協力のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

○五十嵐直太郎 議長

ご苦勞さまでした。

それでは、3名の方から説明いただきましたけれども、皆様のほうから何かご質問ございませんか。その前に、弘樹委員のほうから質問が出ておりましたので、調査会するときにも出されたようですが、事務局、このことについてどうですか。

○阿彦主査兼農地係長

営農の許可基準については、現在、平成30年のガイドラインを適用させておりますが、このたび令和3年7月にも新たなガイドラインが発出されております。ご承知のとおり、営農の発電設備の事業に関しては、どちらかといえば、いろんな指導を行いながら、その継続性を高めていきなさいというような指導になっているものですから、2割減である、または2割減までを満たしていないから、そこの許可が即刻取り消されるというふうなものはなっておりませんで、そういう場合ははどうするかといえば、農業委員会から指導を行って、適切に営農ができるようにしていきなさいというふうな通知内容になっております。

正直、今回も2割減程度の基準のところでは確認は取れてはならず、3年ごとの更新にあたっては基準達成が難しいと事務局でも考えておりました。そのため、シイタケに関しては、更新のタイミングに先駆けて、地域の知見を有するものとして〇〇さんというこの近隣の地場キノコ栽培に詳しい方からのご意見をいただいたくように文書指導なりしておりました。そういう状況を受けて、このたびこの営農作物の転換を行ったものと考えております。ご覧いただきましたスライドにもありますとおり、作物転換ということで、今年の作付が終わっております。今後は、その営農の仕方については、やはりどうしても初めての作物ということもありますので、2割減までの基準を達成できるように、できるだけ働きかけていく必要があると考えているところでございます。

以上です。

○五十嵐直太郎 議長

ありがとうございました。

ただいまの主査の説明も含めまして、皆様のほうから、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第41号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第41号については許可決定といたします。

◎議第42号 農用地利用集積計画について

続きまして、議第42号 農用地利用集積計画についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第42号 農用地利用集積計画については、1、一般事業、(1)利用権の設定7件の計画の申出がありました。その可否を決定しようとするものであります。

議案の詳細について説明いたします。

○阿彦主査兼農地係長

9ページ 議第42号 農用地利用集積計画についてです。

1番、一般事業、(1)利用権の設定です。

公告予定日は令和3年9月17日の予定です。

南遊佐3番、こちらは賃借料1万1,000円で5年の更新計画です。

西荒瀬4番、その下、西荒瀬5番関連でございます。

借受人が同じ方でございます、このたび新規就農者となる方でございます。こちらの農地につきましては、藤塚地区の旧西荒瀬支店の裏側になるところでございます。このたび露地で酒造用のブドウ栽培を行いたいということで、この場所を3か年の借受契約となります。賃借料は、10アール当たり6,464円ということになります。

別添資料の9ページをご覧ください。

こちらのほうに、その方の営農計画書を載せてございます。こちらの方、駅東にお住まいの方なんですけれども、今時点でも〇〇酒造で従業員として働いておられまして、その酒造会社のほうでブドウ栽培の担当となっている方でございます。会社のほうだけではなく、今度は自分自身でも栽培してみたいということで、このたび西荒瀬のほうに農地を借りて、営農していくものでございます。徐々に規模も拡大したいという希望もあるようでしたので、ブドウが根づくまで、ちょっと状況を見るようなお話を聞いているところでございます。

それでは、議案書のほうにお戻りください。

中平田11番、次のページ中平田12番、こちらについては、貸付人の方に、先ほど18条6項でも出ていましたけれども、このたび貸付人が離農したいということでございましたので、この方の所有地と、それまで借り受けていた農地を新たに貸し付ける計画になっているものでございます。

続いて、酒田3番と4番については、一度に8haほどを同一人が借受となるため、借受者の要件が満たされているか、兼山委員のほうから地元での協議、確認をいただいているところです。

説明は以上でございます。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員
16番、飯塚です。
議第42号 農用地利用集積計画について、農地調査委員会では特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長
ただいまから暫時休憩いたします。
議事の中で少し説明したい部分がありますということでございますので、休憩中になりますが、兼山委員のほうからひとつお願いいたします。

午前10時15分 休憩
午前10時20分 再開

○五十嵐直太郎 議長
それでは、議事を再開いたします。
ただいま事務局から説明ありました議第42号について、皆さん、ご質問、ご意見あればお願いいたします。何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長
ないようでありますので、質疑を打ち切ります。
採決に入ります。
議第42号 農用地利用集積計画について、計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長
異議ないようですので、議第42号については計画決定となりました。

◎議第43号 各証明願いについて

続きまして、議第43号 各証明願いについてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を願います。

○村岡事務局長
議第43号 各証明願いについては、1件の証明願の提出がありましたので、交付の可否を決定しようとするものであります。
詳細について説明いたします。

○阿彦主査兼農地係長
それでは、議第43号 各証明願いについてです。
酒田2番、願出人は亀ヶ崎〇丁目の〇〇さんです。土地の表示は、亀ヶ崎2丁目の畑4筆になります。状況としては、相続税の納税猶予継続手続のために、その申請があったものでございます。平成29年1月5日に相続が発生し、平成30年に納税猶予の適用を受けているものでございます。納税猶予の適用を受けた場合、3年ごとに農業を行っていることについての証明願を税務署に提出する必要がありますので、その経営状況等についてご審議いただくものでございます。
スライドを用意しておりますので、少々お待ちください。

(事務局及び兼山委員、スライドを映写し状況を説明)

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入る前に、農業経営状況の確認を今、スライドを見ながらさせていただきました。兼山宏勝委員、ご苦労さまでした。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会による報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

議第43号 各証明願いについて、農地調査委員会では特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第43号 各証明願いについて、証明書を交付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第43号 各証明願いについては交付決定といたします。

閉 会

以上をもちまして、令和3年9月定例総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午前10時29分 閉会

